

令和3年度 さいたま市観光プロモーション業務仕様書

1 委託業務の名称

さいたま市観光プロモーション業務

2 目的

さいたま市の観光PRを目的とし、さいたま市らしい「都市と自然の調和」風景のイメージ定着をはかり、さいたま市のファンを増やす。

3 ターゲット

市内在住の30～40代の子育て世代とその家族を訪ねてくる首都圏の家族友人知人

4 委託業務の内容

前回制作した観光ポスター”ころ”シリーズ第2弾として、以下の業務を行うものとする。

(1) 観光ポスターの企画、制作及び印刷に係る全ての業務

① 風景写真撮影（撮影場所選定含む）

ア さいたま新都心ビル群と見沼田んぼ（2種）

前回作成のものとは別パターンとすること。

（例）空撮、夜景等

イ 「都市と自然の調和」を感じられるア以外の市内2地域（2種）

（例）埼玉スタジアム周辺の空撮等

② デザイン編集

・発注者が提供して使用するロゴ

－ さいたま観光国際協会ロゴ

－ 「さいたま Saitama City」ロゴ

・キャッチコピー「ころ、●●」と、そこから連想される背景（ストーリー）を提案すること。

・ストーリーを体現できるデザインであれば、加工（フィクション）は可とする。

・4種は、前回のポスターと共に、または4種並べた時を想定し統一感のあるものとする。

③ 印刷

・種類 4種（縦2種、横2種）

・枚数 各100枚（計400枚）

・サイズ B1

・規格 コート四六版135kg／片面4色刷り／オフセット印刷

・色校 最低2回

④ 納品

・場所 さいたま観光国際協会 新事務所

・梱包 1梱包50枚

・データ納品

B1とB2サイズをJPGデータ、PDFデータ、illustratorデータの3種データにて納品すること。また、制作にあたり使用した素材データも納品すること。

(2) 同ポスターの露出戦略の提案と実施の他、ウェブページ制作に係る全ての業務

① 露出戦略の提案と実施

- ・戦略に基づいて使用するポスターは、上記(1)③の印刷分とは別とすること。
- ・露出戦略に使用するポスターは掲出場所の候補を想定し、その場所の規格に応じてデザイン等調整すること。なお、掲出先への配送費用及び掲出費用は本業務の委託料に含むこととする。
- ・データでの露出も可とする。

(例) 首都圏主要駅への掲出、ウェブ広告等

② ウェブページ制作

- ・制作したポスターを紹介するウェブページ（1ページ以上）を作成すること。
- ・ポスター画像、ストーリー、撮影場所は最低限掲載すること。
- ・ドメインはstib.jpを使用すること。
- ・Google Analyticsを導入すること（コードは発注者が指定）。

※ 作成したポスターは次年度以降も観光ポスターとして使用する。ウェブページも同様に次年度以降も当協会サイト (<https://www.stib.jp/>) に掲載する。

※ 上記の他、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、自由提案とする。

5 履行期限

令和4年3月31日

6 実行計画書及び実施報告書

- (1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実行計画書を作成し、発注者と協議を行った上で決定し、業務を実施するものとする。撮影許可などが必要な場合は、可能な限り発注者が協力する。
- (2) 本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。

7 著作権等

- (1) デザイン、及びデザインを構成する素材（写真、キャッチコピー等）に関わる著作権、その他一切の権利は（公社）さいたま観光国際協会に属する。
- (2) デザイン、及びデザインを構成する素材は、そのまま、もしくは改変のうえ、観光PRのために、Web上や広報誌等の様々な媒体に使用する場合がある。
- (3) デザインに使用する全てのもの（画像・フォント等）は必ず事前に著作権者の承諾を得ること。第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 その他

- (1) 本業務において、写真撮影等での謝礼が必要な場合の謝礼、交通費等は受託者において全ての手続きを行い、その経費を負担する。ただし、発注者側の要望で謝礼が必要となった場合にはこの限りではない。
- (2) 本業務の遂行に際しては、企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。

※参考

さいたま市観光ポスター”こころ”シリーズ

<https://www.stib.jp/pamphlet/pamphlet.shtml>